

前橋市手数料条例の改正について（議案第125号）

市民課

1 改正の理由

多機能端末による住民票の写しの交付、印鑑に関する証明及び租税公課に関する証明の事務に係る手数料の額を見直す。

2 主な内容

多機能端末による住民票の写しの交付、印鑑に関する証明及び租税公課に関する証明の事務に係る手数料の額について、次のとおり引き下げる。

現 行	改 正 案	改 定 幅
250円	100円	△150円

3 施行期日

令和5年4月1日